

留学生等地域交流実証事業事務局運営業務委託仕様書

1 委託業務名

留学生等地域交流実証事業事務局運営業務

2 目的

東北大学が国際卓越研究大学に認定されたこと等により、本市に居住する留学生や外国人研究者、帯同家族（以下、「留学生等」という。）の大幅な増加が見込まれることから、留学生等の経験やスキルを地域で生かす機会を創出し、地域への愛着や市民の多文化共生への理解を深めるための環境整備に向けた実証事業を行うもの。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

（１）実証案件の募集、選定

①募集

- ・留学生等が参加する実証案件を募集するとともに、案件の掘り起こし・開拓を行うこと。
- ・募集する実証案件は、仙台市内を会場とし、以下の4分野にあてはまる活動とする。ただし、所得税法第183条及び同法第204条第1項各号のいずれにも該当しないものとする。
 - ア 外国人が過ごしやすいまちづくりに向けた意見交換
 - イ 学校におけるこどもの国際理解・国際教育等への協力
 - ウ 町内会等地域団体が主催する地域行事等への参加
 - エ 市内企業が実施するインバウンド商品のモニター等への協力
- ・拘束時間は2時間程度を目安とすること。
- ・実証案件当日に使用する物品や資料等については原則として実証案件の主催者が準備するものとする。
- ・実証案件の募集は、履行期間内を通して実施して差し支えない。ただし、令和7年9月までに1件以上の実証案件を完了すること。
- ・募集にあたっては、募集フォームを構築し、インターネット上からアクセスできるものとする。募集フォームに必要な項目については、発注者との協議の上決定するものとする。

②選定

- ・発注者と協議の上、募集した実証案件から実施するものを8件以上選定すること。
- ・4（１）①のうちア、イ、エについてはそれぞれ1件以上、ウについては2件以上選定することとする。

- ・ 4（１）①アについて、令和７年 11 月 24 日（月）に本市主催により実施予定の「留学生等とのまち歩きイベント及びサイン表示実証実験」（参加人数：20 人）を指定項目とし、実証案件のうちの 1 件に計上する。
- ・ 4（１）①イについて、市立学校への募集を行う場合は原則として発注元が教育委員会との連携のもと受入校の選定を行う。
- ・ 受託者及び受託者の系列企業・系列団体による受入は不可とする。

（２）留学生等の募集、リスト作成

①募集

- ・ 本実証事業の協力先である東北大学と連携し、本実証事業への協力が可能な留学生等を募集すること。
- ・ 募集にあたっては、やさしい日本語と英語の 2 言語で募集フォームを構築し（併記も可）、実証事業に参加する留学生等がインターネット上からアクセスできるものとする。募集フォームに必要な項目については、発注者との協議の上決定するものとする。
- ・ 募集対象者は、「資格外活動許可」を有していることを条件とすること。
- ・ 募集要項には、実証案件に参加した留学生等に対して、1 回あたり 3,500 円のクオカードを支給することを盛り込むこと。なお、クオカードは計 80 回の支給分を委託料に含めることとし、状況に応じて減額変更契約により対応する。

②リストの作成

- ・ 4（２）①に応募した留学生等のリストを作成すること。
- ・ リストには、以下の情報を記載すること。
氏名、所属、連絡先、国籍、日本語能力、英語能力、資格外活動許可の期限

（３）実証案件のマッチング

- ・ 4（２）②で作成した留学生等のリストに掲載されている留学生等に対して、4（１）で募集・選定した実証案件の参加を募集すること。なお、複数の実証案件をまとめて実施・募集することは差し支えない。
- ・ 申込者が募集数を上回った場合は、発注者及び実証案件の主催者との協議により参加者を選定することとする。

（４）事前準備

- ・ 実証案件に参加する留学生等が決定した場合、留学生等に対してその旨連絡するとともに、留学生等に対して必要な事前研修（活動の流れの説明やビジネスマナーの講習等）を行うこと。
なお、事前研修は内容等に応じて対面・オンラインのいずれかの形式を採用すること。
- ・ 実証実験に参加する留学生等について、必要なイベント保険等へ加入すること。なお、保険会社への申し込みや保険料の支払いは受託者で行うこと。保険への加入に必要な保険期間や補償内容などの詳細については、発注者と協議のうえ決定すること。

- ・実証案件の主催者に参加者情報を提供するとともに、活動内容の詳細について事前打合せを行うこと。

(5) 当日の運営

- ・当日同行し、適宜、実証案件の主催者との連絡調整や留学生等のフォロー、当日のトラブル対応等にあたること。
- ・実証案件終了後に参加した留学生等に対して、1回あたり3,500円のクオカードを支給し、受領証を得ること。
- ・案件ごとに留学生等及び実証案件の主催者へのアンケートを行い、回答の分析を行ったうえで報告書を作成し、発注者に提出すること。

(6) 委託業務完了までの対応

- ・委託業務全体に関する報告書を作成し、発注者に提出すること。
- ・報告書には、次年度以降のマッチングシステム構築に向けた課題点及び解決策の案を盛り込むこと。

5 提出書類及び提出時期

本業務の着手から完了における報告は次表のとおりとする。形式は電子ファイルとし、発注者において再編集可能なファイル形式（Word・Excel・PowerPoint等）とすること。

提出書類	提出時期
着手届	契約締結後遅滞なく
業務担当者届（業務担当者変更届）	契約締結後遅滞なく（事由発生後）
業務履行計画書	業務内容検討後遅滞なく
打合せ資料・議事録	打合せ後3営業日以内
業務完了届	業務完了時

6 業務委託料の支払い

- (1) 業務委託料は完了払いとする。
- (2) 受託者は、業務が完了したときは遅延なく業務完了届を提出すること。発注者は業務の完了を確認したのち、受託者の請求のあった日から30日以内に支払うこととする。

7 成果物

No	成果物	形式	仕様	納期限
1	地域交流活動報告書	電子データ	Word など	各活動実施後 10日以内
2	委託業務全体に関する報告書	電子データ	Word など	業務完了まで

8 納品先

仙台市まちづくり政策局政策企画部ダイバーシティ推進課

9 その他

(1) 成果物の帰属及び著作権

- ・受託者は、成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- ・本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- ・製作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、発注者においていかなる費用も発生しないようにすること。
- ・著作権、肖像権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、発注者はその責任を負わない。

(2) 個人情報の取り扱い等

- ・受託者は、本業務の履行にあたっては「個人情報保護法」等の法令等を遵守するとともに、善良な管理者として注意を払う義務を有し、業務を行う上で知り得たことについては、契約期間中のみならず契約期間終了後においても、いかなる理由があっても、他人に漏えいしてはならない。
- ・受託者は、前項の義務の履行を担保するために、個人情報の取り扱いに係る管理監督者及び作業従事者から秘密保持に関する誓約書を徴取し、本市に提出しなければならない。
- ・受託者は、別紙 1-1「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守し、業務を履行するため、定期的に秘密の保持についての教育を行わなければならない。
- ・受託者は、この業務の履行に関する秘密の保持について、在職中の従事者のみならず、退職した者に対してもその責任を負う。
- ・個人情報の取り扱いに係る業務を再委託し、再委託先のみが個人情報の取り扱いに係る業務を実施する場合、本市からの個人情報の提供は再委託先のみに行うこととするが、当該情報の項目は受託者にも共有することとし、再委託先における個人情報の消去及び廃棄については、受託者にて当該結果を確認し、報告書を作成のうえ、本市に提出するものとする。
- ・個人情報以外の行政情報についても、個人情報に準じた取扱いを行うものとし、別紙 1-2「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとする。

(3) 留意事項

- ・再委託については、業務の一部（主たる部分を除く）について事前に書面で申請し、発注者の書面による承認を得た場合にのみ可能とする。
- ・受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

- ・事業実施に当たっては、関係法令等を遵守し、業務上必要となる法令等の各種許認可等の手続きは、受託者の責任において行うものとする。
- ・本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、受託者は誠意をもって対応し解決すること。
- ・本仕様に定めのない事項については、発注者と受託者が協議のうえ定めるものとする。